破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第２０号
茨城県つくば市上河原崎411番地
破産者　齋藤公美子
1　決定年月日　平成26年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第４４号
茨城県つくば市倉掛851番地１　メゾンプランテュール405号
破産者　朴澤　幸一
1　決定年月日　平成26年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第４５号
茨城県つくば市倉掛851番地１　メゾンプランテュール405号
破産者　朴澤　京子
1　決定年月日　平成26年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第２８８号
群馬県前橋市山王町１丁目34番地12
破産者　岡崎　浩三
1　決定年月日　平成26年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第８５号
神奈川県三浦市初声町和田2828―７石田方、住民票上の住所神奈川県横須賀市根岸町４丁目13番１号
破産者　山下　利明
1　決定年月日　平成26年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第２１２号
札幌市北区篠路６条５丁目２番12号　右
破産者　本間　広之
1　決定年月日　平成26年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８１１号
北海道恵庭市美咲野２丁目４番６号
破産者　明井由樹栄
1　決定年月日　平成26年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１９９号
仙台市青葉区五橋１丁目１番58―306号
破産者　北村　あや
1　決定年月日　平成26年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１３３号
群馬県安中市古屋786番地８
破産者　吉岡　秀昭
1　決定年月日　平成26年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第１０７号
群馬県高崎市乗附町2217番地15
破産者　玉川　英勝
1　決定年月日　平成26年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第９１号
埼玉県比企郡小川町大字小川816番地２　ヴェルデ小川Ｂ棟209、前住所埼玉県狭山市大字北入曽936番地の１
破産者　丸内　　央
1　決定年月日　平成26年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第１８３号
埼玉県飯能市新町５番15号
破産者　斉藤　周介
1　決定年月日　平成26年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第２３７号
埼玉県狭山市狭山台１丁目29番地の１　706
破産者　倉地　君江
1　決定年月日　平成26年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第５２５号
神奈川県伊勢原市桜台２丁目１番６号　コーポ丸栄桜台202号、前住所神奈川県平塚市四之宮１丁目４番84―203号　オクトピア中原
破産者　磯﨑　好子
1　決定年月日　平成26年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第１０７号
神奈川県平塚市御殿１丁目22番５号　わかばハイツ５―102、前住所神奈川県平塚市寺田縄40番地の８
破産者　外立　吉俊
1　決定年月日　平成26年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第５９号
長野県千曲市大字森1258番地２
破産者　宮川　正人
1　決定年月日　平成26年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第２０９３号
愛知県江南市木賀東町新塚201番地、開始決定時の住所愛知県北名古屋市沖村佐渡147番地１
破産者　東　　芳次
1　決定年月日　平成26年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１２６号
大津市仰木の里東８丁目11番27号
破産者　柳瀬瀬津子
1　決定年月日　平成26年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３２３号
東京都八王子市館町284―１　サンフラワー205号、開始決定時の住所神戸市兵庫区上沢通２丁目３番８号
破産者　東郷　隆之
1　決定年月日　平成26年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部